



JAPAN LEGAL UPDATE

Anti
trust

「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」の一部改正

平成 28 年 1 月 21 日、公正取引委員会は、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（以下「知的財産ガイドライン」といいます。）の一部を改正し、公表しました。公正取引委員会は、知的財産の利用に関する独占禁止法上の考え方を明らかにするため、「知的財産ガイドライン」及び「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」を策定していました。しかし、規格の実施に当たり必須となる特許等（以下「標準規格必須特許」といいます。）に関する問題に係る独占禁止法上の考え方についても基本的には上記の指針等に沿って判断されていたところ、上記の指針等において、標準規格必須特許を有する者による差止請求訴訟の提起といった、外形上、権利の行使とみられる行為に関する記載は限られていました。

改正知的財産ガイドラインでは、標準規格必須特許を有する者が、公正、妥当かつ無差別な条件（以下「FRAND 条件」といいます。）で標準規格必須特許のライセンスを受ける意思を有する者に対して、ライセンスを拒絶し、又は差止請求訴訟を提起することは、①当該事業者を市場から排除することになり、競争を実質的に制限するときは私的独占に、②私的独占に当たらない場合であっても、公正競争阻害性を有するときは不正な取引方法に該当する場合があるとしています。

標準規格必須特許のライセンスを受ける意思を有する者であるか否かは、諸般の事情、例えば当該事業者は誠実に交渉しているかなどの事情を勘案して、慎重に判断する必要があります。

よって、標準化団体の一員である企業は、標準規格必須特許について競合他社へ権利行使する前に、本改正知的財産ガイドラインを考慮する必要があります。

IP

改正特許法の施行（平成 28 年 4 月 1 日）

2015 年 8 月号で取り上げた、職務発明制度の改正等にかかる平成 27 年改正特許法が平成 28 年 4 月 1 日から施行されます。なお、同改正において、使用者が職務発明をした従業者に与える「相当の利益」の合理性判断に関する指針が経済産業大臣によって定められることになっておりますが、これは改正法の施行後に公表される予定です。

Antitrust

改正景表法にかかる内閣府令・ガイドラインの成案公表

新たに課徴金制度を導入する改正景表法が、平成 28 年 4 月 1 日から施行されます。同制度は、優良誤認表示及び有利誤認表示を行った事業者に対し、対象商品・役務の売上額の 3 パーセントを課徴金として課すものです。その施行に先立ち、違反行為の報告方法等を定めた内閣府令及び課徴金の算定方法等を定めたガイドラインの成案が平成 28 年 1 月 29 日付で公表されました。